

第一種フロン類充填回収業者 変更届出の手引

◎ 登録事項に変更があった場合、30日以内に届け出る必要があります。

◎ 変更届出が必要となる事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地(事業所の追加又は一部事業所の廃止)
- 充填・回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び充填・回収しようとするフロン類の種類
- フロン類回収設備の種類

◎ 変更届出に必要な書類

- 変更届出書(様式第2)
 - ・ 記入例は3ページを御参照ください。

添付書類

| 変更事項 | 添付書類 |
|--|---|
| 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名 | 【法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書の原本) (※1) ・ 代表者を変更するときは、申請者が法第29条第1項に該当しないことを説明する「誓約書」 【個人】 …不要 |
| 事業所の名称及び所在地 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要 |
| 事業所の追加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式(追加時のみ) (※「事業所の名称及び所在地」、「回収及び充填の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収及び充填しようとするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄を記入すること。) ・ フロン類回収設備の購入契約書、納品書、領収書などの写し (※2) ・ フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し (※3) ・ 十分な知見を有する者を確認する書類 |
| 一部事業所の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要 |
| 回収の対象とする第一種特定製品の種類等並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 (※「事業所の名称及び所在地」、「回収及び充填の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収及び充填しようとするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄を記入すること。) <回収設備に変更がある場合> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類回収設備の購入契約書、納品書、領収書などの写し (※2) ・ フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し (※3) |
| フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回収しようとするフロン類の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 (※「事業所の名称及び所在地」、「回収及び充填の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収及び充填しようとするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄を記入すること。) <回収設備に変更がある場合> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類回収設備の購入契約書、納品書、領収書などの写し (※2) ・ フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し (※3) |
| 事業所ごとのフロン類回収設備の種類、その設備の能力、その設備の数 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 (※「事業所の名称及び所在地」、「回収及び充填の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収及び充填しようとするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄を記入すること。) ・ フロン類回収設備の購入契約書、納品書、領収書などの写し (※2) ・ フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し (※3) |

※1 届出日より3箇月以内に発行されたものであること。

※2 フロン類回収設備を自社で有していて、上記書類が取得できない場合は、事前に御相談ください。

※3 関係書類を有しない場合は、製造メーカーへ資料請求又はホームページ等から入手するなどして、提出書類を御準備ください。

【軽微な変更】……変更の届出が不要な場合の変更

フロン類回収設備の能力又は事業所ごとのフロン類回収設備の数の変更であって、第一種特定製品の種類、充填・回収しようとするフロン類の種類及びフロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回収に係る変更を伴わないもの。

◎ 届出部数

- 環境課へ届け出る場合 1部
- 保健福祉事務所へ届け出る場合 2部(添付書類の1部は写しで可)
- ※ 届出者の控えが必要な場合は、届出者において別途御準備ください。(控えは写しで可)
控えについては届出受付後に届出者控えとして返却いたしますので、更新時や変更時に御参照ください。

◎ 届出時期

変更があった日から30日以内

◎ お問合せ先及び届出窓口について

- ・佐賀県 県民環境部 環境課 大気・水質担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 TEL:0952-25-7774
- ・佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課
〒849-8585 佐賀市八丁畷町1-20 TEL:0952-30-1907
- ・鳥栖保健福祉事務所 環境保全課
〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL:0942-83-6820
- ・唐津保健福祉事務所 環境保全課
〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL:0955-73-1179
- ・伊万里保健福祉事務所 環境保全課
〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 TEL:0955-23-2103
- ・杵藤保健福祉事務所 環境保全課
〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL:0954-23-3506

※ 県外等の遠隔地から届出を行う場合は、郵送(県庁環境課あて)にて申請を受け付けています。

記入例(変更届出書)

様式第2(第11条関係)

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年 4月 1日

佐賀県知事

殿

(郵便番号) 840-8570

住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

氏 名 株式会社 佐賀サービス
代表取締役 佐賀 花子

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0952-25-7774

E-Mail kankyou@pref.saga.lg.jp

登録番号 41-1-999

本社・本店の情報を記入する。

- ・法人の場合
氏名：法人名及び代表者名
- ・個人の場合
氏名：申請者名

第一種フロン類充填回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

| 変更の内容 | 新 | | | | 旧 | | | |
|-------------------------|--|-----------------|------|-----|-------------------------|-----------------|------|-----|
| | 【回収】 | | | | 【回収】 | | | |
| | 回収の対象とする第一種特定製品の種別等 | 回収しようとするフロン類の種類 | | | 回収の対象とする第一種特定製品の種別等 | 回収しようとするフロン類の種類 | | |
| | | CFC | HCFC | HFC | | CFC | HCFC | HFC |
| エアコンディショナー | | ○ | ○ | ○ | エアコンディショナー | ○ | ○ | ○ |
| 冷蔵機器・冷凍機器 | | ○ | ○ | ○ | 冷蔵機器・冷凍機器 | ○ | ○ | ○ |
| フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品 | | ○ | ○ | ○ | フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品 | | | |
| 変更理由 | <p style="text-align: center;">変更の内容と変更の理由を記載すること。</p> <p>フロン類回収設備の買い替えによる</p> | | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

個人情報の取り扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム<http://www.pref.saga.lg.jp/kijij00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。

但し、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。